

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年1月19日(2006.1.19)

【公開番号】特開2005-333659(P2005-333659A)

【公開日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-047

【出願番号】特願2005-171402(P2005-171402)

【国際特許分類】

H 04 M	1/23	(2006.01)
H 04 B	1/38	(2006.01)
H 04 M	1/02	(2006.01)
H 04 M	1/12	(2006.01)
G 06 F	1/16	(2006.01)

【F I】

H 04 M	1/23	P
H 04 B	1/38	
H 04 M	1/02	B
H 04 M	1/12	D
G 06 F	1/00	3 1 2 F
G 06 F	1/00	3 1 2 G

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月7日(2005.10.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1筐体と第2筐体とを有しており、前記第1筐体は第1表示部を有し、前記第2筐体は第2表示部と操作部を有し、

前記第1表示部と前記第2表示部を同時に見ることができる第1の使用状態とすることができるように、前記第1筐体と前記第2筐体の位置関係を可変に連結する連結部を有し、

前記連結部は、第1筐体と第2筐体を互いに回転させて前記第1の使用状態とすることが可能であることを特徴とする携帯通信装置。

【請求項2】

前記連結部は、前記第1の使用状態、および前記第1表示部と前記操作部を同時に見ることができ第2の使用状態のそれぞれの使用状態とすることができるように、前記第1筐体と前記第2筐体の位置関係を可変に連結しており、

更に前記連結部は、前記第1の使用状態から前記第2の使用状態へ、または前記第2の使用状態から前記第1の使用状態へ変更するとき、第1筐体と第2筐体を互いに回転させることを特徴とする請求項1に記載の携帯通信装置。

【請求項3】

前記第1筐体は第1連結部を有し、前記第2筐体は第2連結部を有し、

前記第1連結部と前記第2連結部は互いに回動可能に連結されていることを特徴とする、請求項1または請求項2に記載の携帯通信装置。

【請求項4】

前記第1筐体と前記第2筐体とが折り畳み可能に接合されていること

を特徴とする、請求項1から請求項3のいずれかに記載の携帯通信装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の携帯通信装置は、少なくとも第1表示部を有する第1筐体と、第2表示部と操作部を備えた第2筐体とを有し、前記第1表示部と前記第2表示部を同時に見ることができる第1の使用状態とすることができるように、前記第1筐体と前記第2筐体の位置関係を可変に連結する連結部を有し、前記連結部は、第1筐体と第2筐体を互いに回転させて前記第1の使用状態とすることが可能であることを特徴とする。上記のような構成とすることにより、必要なときに複数の画面を表示させることができるようになる。このため、表示が見易くなり、装置の操作性が向上する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の携帯通信装置は、上記に加えて以下のようないくつかの構成とすることができます。

・前記連結部は、前記第1の使用状態、および前記第1表示部と前記操作部を同時に見ることができる第2の使用状態のそれぞれの使用状態とすることができるように、前記第1筐体と前記第2筐体の位置関係を可変に連結しており、更に前記連結部は、前記第1の使用状態から前記第2の使用状態へ、または前記第2の使用状態から前記第1の使用状態へ変更するとき、第1筐体と第2筐体を互いに回転させるものである。このことにより、複数の画面表示が必要でないときは、第1表示部を見ながら各種操作を行うことができ、複数画面優先か操作優先かを適宜選択して使用することができる。

・第1筐体は第1連結部を有し、第2筐体は第2連結部を有し、前記第1連結部と前記第2連結部は互いに回動可能に連結されている。このような構成により、小さな動作で簡単に第1筐体と第2筐体の位置関係を変更することができるようになる。

・第1筐体と第2筐体とが折り畳み可能に接合されている。携帯通信装置の未使用時にこのようにすると、省スペース化されるので携帯時に嵩張らない。また、第1または第2表示部が表を向くように折り畳めば、次回使用しようとするときに、事前に情報、例えば情報発信源（電話の発信者、メールの送り主等）などを、専用の表示部を別途設けることなく確認することができるという利点を有する。